

大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」使用基準
別添「むーもん使用料規定」

大平山元遺跡もりあげ隊
令和4年2月17日制定

大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」使用基準第9条に基づく使用料を下記のとおり定める。

○大平山元遺跡もりあげ隊キャラクターむーもん使用料（寄付金額）

区分	使用料（寄付金額）	備考
無料配布グッズ	無料	
広告ほか広報物への掲載	無料	
販売グッズ（食品）	売上金額の5%を大平山元遺跡もりあげ隊に寄付する。	
販売グッズ（食品以外）	売上金額の10%を大平山元遺跡もりあげ隊に寄付する。	
チャリティグッズ	上記販売グッズの使用料を超えた金額で事業者が設定する。	
その他	事務局と使用者が協議して定める。	

○大平山元遺跡もりあげ隊への寄付について

寄付申込者は、下記振込先に寄付金を振り込み、（※持参も可）「別紙1 むーもん使用に基づく寄付申込書」に必要事項を記入の上、事務局へ提出する。

事務局は、入金を確認し「別紙2 むーもん使用に基づく寄付金受領書」を送付する。

○寄付金振込先

青森銀行蟹田支店 普通預金 3081792

大平山元遺跡もりあげ隊 会長 三浦博英

（オオダイヤマモトイセキモリアゲタイカイチョウミウラヒロヒデ）